

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	児童手当支給事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富山市長

## 公表日

令和7年3月25日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



	[ <input type="radio"/> ] その他 ( 各事務システム )
<b>システム3</b>	
①システムの名称	団体内統合宛名(連携)システム
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。統合宛名情報の検索・参照・更新を行う。</p> <p>2 情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。</p> <p>3 情報照会機能(他機関へ問合せをするための機能) 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
<b>システム4</b>	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名(連携)システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
<b>システム6～10</b>	

システム11～15

システム16～20

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
児童手当特定個人情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表81の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] (42, 125, 141の項) [主務省令における情報照会の根拠] (106, 107の項)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	こども家庭部こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までのお子さんを養育している市民及び、出生、転入等により新たな「児童手当認定請求書」提出者。
その必要性	児童の育成を経済的な面から支援することにより、児童のいる家庭の生活を安定させ、また児童自身の健全な成長を促す目的とした児童手当を支給するため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1 個人番号、4情報、その他識別情報等は、受給者の本人確認のために必要。 2 地方税関係情報は、受給者の前年所得による所得判定のために必要。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	こども福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 庁内関連システム )	
③使用目的 ※	・児童手当受給資格の認定・管理、児童手当の支給	
④使用の主体	使用部署	こども福祉課、各行政サービスセンター福祉担当係、各中核型地区センター、各地区センター、とやま市民交流館
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当 認定請求書:児童手当支給認定で利用(新規・増額・減減・変更)</li> <li>・地方税関係情報及び年金給付関係情報:所得判定で利用</li> </ul>	
	情報の突合	認定請求書を住民票関係情報と突合し、本人確認を行う。 地方税関係情報及び年金給付関係情報を受給対象者情報と突合し、所得判定を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託しない ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 件	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	・都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42項
②提供先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	・児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先2	・社会福祉協議会
①法令上の根拠	
②提供先における用途	・社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務
③提供する情報	・児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先3	・都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125項
②提供先における用途	・中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	・児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
- ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【児童手当ファイル】

#### (1) 受給者情報

1.受給者個人番号 2.年度 3.支給開始年月 4.受給者番号 5.配偶者の有無 6.配偶者個人番号 7.配偶者被用区分 8.年金情報 [年金種別] [記号・番号] [保険証記号・番号] 9.児童手当項目 [届出年月日] [認定年月日] [被用] [[被用区分]] [改定情報] [[改定届出年月日]] [[改定年月日]] [[改定金額]] [[改定事由]] [保留情報] [[保留開始日]] [[保留終了日]] [[保留事由]] [消滅年月日] [消滅事由] [却下年月日] [却下事由] [備考] [提出有無区分] 10.更新日付 11.更新時刻 12.職員コード 13.所属コード 14.支所コード [行政センター] [地区センター] 15.入力日付 16.入力時刻

#### (2) 児童情報

1.受給者個人番号 2.年度 3.支給開始年月 4.児童個人番号 5.履歴番号 6.続柄 7.児童手当項目 [開始年月] [非該当年月日] [非該当事由] [同居] [監護] [生計] [住所] [備考] [留学開始] [関係] 8.更新日付 9.更新時刻

#### (3) 支払履歴情報

1.受給者個人番号 2.年度 3.支給開始年月 4.児童個人番号 5.支払日 6.支払金額 7.支払区分 8.第何子 9.支払済フラグ 10.手当額 11.子ども手当手当額 12.児童手当手当額 13.寄付額 14.充当額 15.充当事由 16.充当日 17.更新日付 18.更新時刻

#### (4) 充当履歴情報

1.児童個人番号 2.年度 3.期 4.連番 5.受給者個人番号 6.申請日 7.充当金額 8.充当日 9.充当事由 10.充当先年度 11.充当先期 12.充当先個人番号 13.連携フラグ 14.予備1 15.予備2 16.予備3 17.予備4 18.予備5 19.その他金額1 20.その他金額2 21.その他金額3 22.その他金額4 23.その他金額5 24.更新日付 25.更新時刻 26.職員コード 27.所属コード

#### (5) 口座情報情報

1.受給者個人番号 2.履歴番号 3.適用開始年月 4.適用終了年月 5.口座情報 [金融機関コード] [口座名義人] [預金種別] [口座番号1] [口座番号2] 6.更新日付 7.更新時刻

#### (6) 所得情報情報

1.受給者個人番号 2.年度 3.支給開始年月 4.総所得金額 5.主たる所得 6.所得・控除 [種別] [金額] 7.雑損控除額 8.医療費控除額 9.小規模企業共済等掛金控除額 10.控対配 11.年少扶養人数 12.特定扶養人数 13.扶養人数 14.老人扶養者数 15.扶養特別障害者数 16.扶養普通障害者数 17.特障・普障 18.老年人・寡婦・寡夫 19.勤労学生 20.未申告区分 21.譲渡区分 22.更正年月日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム利用の権限は業務上必要な職員のみと与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。</li> <li>・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入手することはない。また、申請書等を受付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。</li> <li>・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスク> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出／申請等の際、様式において住民が使用目的を認識できるようになっている。</li> </ul> <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口で離席する場合は、必ず端末画面が見られないよう措置を講ずるものとする。</li> <li>・システム保守を行う委託事業者と秘密保持契約を締結し、委託事業者から情報が漏えいすることを防止する。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務に必要な情報が定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。</li> <li>・システムにアクセスできる端末を限定し、許可無くシステムに接続して紐付けできないようになっている。</li> <li>・番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている                                      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当て職員カード(ICカード)とパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク>

- ・システム利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。
- ・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。
- ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。(番号連携サーバの利用者の登録については、年度ごとに更新を行っており、毎年必要最小限の職員のみに権限を付与するとともに、年度途中の退職等の場合は、速やかにシステム管理者へ報告している。)





**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

**リスク1: 目的外の入手が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容	<p>・番号法の規定に基づき、認められた範囲においての特定個人情報の照会を行う。 ログを管理し、定期的に監査するとともに、目的外の入手を行なえないよう、アクセス制限を行なう。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。                  ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。                  (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。                  (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

**リスク2: 不正な提供が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容	<p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目を整理・標準化したデータ標準に則した情報提供DBを構築する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

**情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>  
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>  
 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  
 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

**7. 特定個人情報の保管・消去**

**リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク**

①事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施		<選択肢>

<p>機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>「発生なし」</p>	<p>1) 発生あり</p>	<p>2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	<p>—</p>		
<p>再発防止策の内容</p>	<p>—</p>		

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている         </div> <div style="margin-right: 20px;">2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・定期的にデータのバックアップを行い、不慮の事故に備えている。また、事務上、不要な特定個人情報については、こども家庭部こども福祉課の所属長の権限で消去を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムを取り扱う職員に対し情報セキュリティ確保のための研修の受講を義務付け、富山市情報セキュリティポリシーおよび富山市情報セキュリティ共通実施手順等を遵守させている。</li> <li>・委託業者については、契約内容にポリシーの遵守に関する項目を設けている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
②請求方法	自己情報開示(訂正・削除・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
②対応方法	・問合せ受付票等を準備し、対応記録を残す。 ・規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年10月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	I 6.評価実施機関における担当部署①部署	福祉保健部家庭児童相談課	こども家庭部こども福祉課	事後	
平成30年12月28日	I 6.評価実施機関における担当部署②所屬長	家庭児童相談課長 古川安代	こども福祉課長	事後	
平成30年12月28日	II 2.基本情報⑥事務担当部署	家庭児童相談課	こども福祉課	事後	
平成30年12月28日	II 3.特定個人情報の入手・使用④使用の主体 使用部署	家庭児童相談課、各総合行政センター福祉担当課、各地区センター、とやま市民交流館	こども福祉課、各行政サービスセンター福祉担当課、各中核型地区センター、各地区センター、とやま市民交流館	事後	
平成30年12月28日	III 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 [定めている]</li> <li>規定の内容 [秘密の保持、目的外の利用禁止、無断複製の禁止、秘密情報の返却・廃棄、再委託の禁止・目的外利用の禁止]</li> <li>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 [再委託していない]</li> <li>具体的な方法 [再委託は禁止している]</li> <li>リスクへの対策は十分か [十分である]</li> <li>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 [外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等の公共機関の認定・認証を取得していることを確認している。]</li> <li>委託先の社会的信用と能力を確認する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。</li> <li>閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> <li>閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。]</li> </ul>	事後	
平成30年12月28日	III 7.特定個人情報の保管・消去	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・定期的にデータのバックアップを行い、不慮の事故に備えている。また、事務上、不要な特定個人情報については、福祉保健部家庭児童相談課の所屬長の権限で消去を行う。	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・定期的にデータのバックアップを行い、不慮の事故に備えている。また、事務上、不要な特定個人情報については、こども家庭部こども福祉課の所屬長の権限で消去を行う。	事後	
平成30年12月28日	IV 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 行政管理課 電話番号 076-443-2021 ファックス番号076-443-2170	事後	
令和1年6月7日	IV 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 行政管理課 電話番号 076-443-2021 ファックス番号076-443-2170	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170	事後	
令和1年6月7日	V 1. 基礎項目評価①実施日	2015/3/30	2019/4/1	事後	
令和2年12月1日	V 1. 基礎項目評価①実施日	2019/4/1	2020/8/1	事後	
令和2年12月1日	I 基本情報」シート 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠] (26, 30, 87の項)	[別表第二における情報提供の根拠] (26, 30, 87, 106の項)	事後	
令和2年12月1日	III リスク対策」シート 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。	退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。(番号連携サーバの利用者の登録については、年度ごとに更新を行っており、毎年必要最小限の職員のみには権限を付与するとともに、年度途中の退職等の場合は、速やかにシステム管理者へ報告している。)	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報」シート 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提携先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二(26の項)	・番号法第19条第8号別表第二(26の項)	事後	法改正に伴う修正

令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供先2 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二(30の項)	・番号法第19条第8号別表第二(30の項)	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供先3 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二(87の項)	・番号法第19条第8号別表第二(87の項)	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	III リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号	(※2)番号法別表第二及び第19条第17号	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	3 支給事務 月次、期別処理にて、受給対象者の支払通知書、および口座振込FDを作成する。 ・支払状況一覧表作成 ・支払通知書作成 ・振込依頼書・振込データ作成(FD)	3 支給事務 月次、期別処理にて口座振込FDを作成する。 ・支払状況一覧表作成 ・振込依頼書・振込データ作成(FD)	事後	
令和7年3月25日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(56の項)	番号法第9条第1項 別表81の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (26, 30, 87, 106の項) [別表第二における情報照会の根拠] (74, 75項)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] (42, 125, 141の項) [主務省令における情報照会の根拠] (106, 107の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	II 特例個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲	中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までのお子さんを養育している市民及び、出生、転入等により新たな「児童手当認定請求書」提出者。	高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までのお子さんを養育している市民及び、出生、転入等により新たな「児童手当認定請求書」提出者。	事後	
令和7年3月25日	II 特例個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	こども福祉課、各行政サービスセンター福祉担当課、各中核型地区センター、各地区センター、とやま市民交流館	こども福祉課、各行政サービスセンター福祉担当係、各中核型地区センター、各地区センター、とやま市民交流館	事後	
令和7年3月25日	II 特例個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・地方税関係情報及び年金給付関係情報:所得制限判定で利用	・地方税関係情報及び年金給付関係情報:所得判定で利用	事後	
令和7年3月25日	II 特例個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(26の項)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	II 特例個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(30の項)	削除	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	II 特例個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(87の項)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	III リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容	・児童手当認定請求書は、窓口で渡し、記入してもらい、また、養育者及び児童の健康保険証、個人番号カードの提示を求め本人確認を行っている。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入力することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入力することはない。また、申請書等を受付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。 ・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。	・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入力することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入力することはない。また、申請書等を受付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。 ・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。	事後	
令和7年3月25日	III リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	・番号法の別表第一に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。	・番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	III リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法改正に伴う修正

令和7年3月25日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	・番号法別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目を整理・標準化したデータ標準に則した情報提供DBを構築する。	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目を整理・標準化したデータ標準に則した情報提供DBを構築する。	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	Ⅲ リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務担当部署が移転先部署に対し、個人情報の管理や運用に必要となる手順等を周知する。</li> <li>・情報システムを取り扱う職員に対し情報セキュリティ確保のための研修の受講を義務付け、富山市情報セキュリティポリシーおよび富山市情報セキュリティ共通実施手順等を遵守させている。</li> <li>・委託業者については、契約内容にポリシーの遵守に関する項目を設けている。</li> </ul>	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムを取り扱う職員に対し情報セキュリティ確保のための研修の受講を義務付け、富山市情報セキュリティポリシーおよび富山市情報セキュリティ共通実施手順等を遵守させている。</li> <li>・委託業者については、契約内容にポリシーの遵守に関する項目を設けている。</li> </ul>	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ 開示請求、問合せ 基礎項目評価①実施日	2020/12/1	2024/10/1	事後	